

島田市告示第53号

島田市環境人材バンク事業実施要綱を次のように定める。

令和4年3月28日

島田市長 染谷 絹代

島田市環境人材バンク事業実施要綱

島田市環境人材バンク事業実施要綱（平成17年島田市告示第155号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、環境に関心があるもの、環境保全活動に取り組んでいるもの等を登録する環境人材バンクを設置し、環境学習会等を開催する団体又は学校等（以下「団体等」という。）に対し環境人材バンクに登録したもの（以下「登録者」という。）を派遣することにより、広く市民に環境学習の機会を提供することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「環境学習会等」とは、学習会、研修会、観察会、講習会等であって、環境に関する知識の取得又は意識の向上を目的とするものをいう。

（登録）

第3条 環境人材バンクへの登録を受けようとするものは、環境人材バンク登録申込書（様式第1号）により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該登録を受けようとするものの情報を環境人材バンクに登録するものとする。

（登録期間等）

第4条 環境人材バンクへの登録期間は、登録した日から同日の属する年度の翌年度の末日までとする。

2 登録者は、登録期間の更新を希望するときは、口頭により市長に申し出なければならない。この場合において、新たな登録期間は、更新前の登録期間が満了する日の翌日から同日の属する年度の翌年度の末日までとする。

（登録情報の変更）

第5条 登録者は、環境人材バンクに登録された情報（以下「登録情報」という。）（活動歴等に係る情報を除く。）に変更が生じたときは、速やかに環境人材バンク登録情報変更届（様式第2号）により市長に届け出なければならない。

（登録の解除）

第6条 登録者は、環境人材バンクへの登録の解除を希望するときは、環境人材バンク登録解除申出書（様式第3号）により市長に申し出なければならない。

（登録の取消し）

第7条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、そのものに係る登録を取り消すものとする。

(1) 登録者である個人が死亡したとき。

(2) 登録者である法人その他の団体が解散したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が第13条に規定する活動をするものとして適

当でないと認めたとき。

(登録情報の抹消)

第8条 市長は、登録者の登録期間が満了したとき、第6条の規定による登録の解除の申出があったとき、又は前条の規定により登録を取り消したときは、その登録情報を環境人材バンクから抹消するものとする。

(派遣の申込み等)

第9条 次に掲げる要件の全てを満たす環境学習会等を開催する団体等で、登録者の派遣を受けようとするもの（以下「申込者」という。）は、派遣を希望する日から起算して2週間前までに環境人材バンク登録者派遣申込書（様式第4号）により市長に申し込まなければならない。

(1) 市内で開催するものであること。

(2) 主として市民及び市内に通勤し、又は通学する者を対象とするものであること。

(3) おおむね10人の参加者が見込まれるものであること。

(4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがないものであること。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、派遣の可否を決定し、環境人材バンク登録者派遣決定通知書（様式第5号）により申込者に通知するとともに、派遣を決定した場合は、その写しを派遣する登録者（以下「派遣登録者」という。）に送付するものとする。

(環境学習会等の内容の変更の申出等)

第10条 前条第2項の規定により派遣の決定を受けた団体等が、環境学習会等の変更をしようとするときは、速やかに環境学習会等変更申出書（様式第6号）により市長に申し出なければならない。ただし、変更の内容が軽微なとき、又は急を要する場合であって市長がやむを得ないと認めるときは、口頭により申し出ることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による変更の申出を受けた場合について準用する。

(環境学習会等の中止等)

第11条 第9条第2項（前条第2項又は次条第2項において準用する場合を含む。）の規定により派遣の決定を受けた団体等が、環境学習会等中止届出書（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による中止の届出を受けたときは、速やかにその旨を派遣登録者に通知するものとする。

(派遣登録者の交代)

第12条 派遣登録者は、やむを得ず派遣に係る活動ができないこととなったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

2 第9条第2項の規定は、前項の規定による報告を受けた場合について準用する。

(派遣登録者の活動)

第13条 派遣登録者は、環境学習会等において講師を務め、参加者を指導し、又は運営の補助を行う。

(報告書の提出)

第14条 派遣登録者は、派遣に係る活動を終えたときは、速やかに環境人材バンク登録者派遣結果報告書(様式第8号)により市長に報告しなければならない。

(報償金の支給)

第15条 市長は、前条の規定による報告があったときは、派遣登録者に報償金を支給するものとする。

2 前項の報償金の額は、当該派遣に係る活動に応じ、市長が別に定める額とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に提出されている改正前の様式第4号による環境人材バンク登録者派遣申込書は、改正後の様式第4号による環境人材バンク登録者派遣申込書とみなす。